

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月3日	
大阪府知事 様	
提出者 住 所 大阪府貝塚市二色中町5番2	
氏 名 株式会社 寿製綱所 代表取締役社長 西田 真人 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-422-7218	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 寿製綱所
事業場の所在地	大阪府貝塚市二色中町5番2
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	22：鉄鋼業
② 事業の規模	年間製品出荷量：8,000t
③ 従業員数	26人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)
	排出量	239.76 t	14.22 t
	(これまでに実施した取組) 前年度、同様の対応を継続。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)
	排出量	250 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) 前年度は、254 t と300t未満を達成。 前年度も、生産量が大幅減の為、排出量も減少した為、目標値の達成となった。 昨年同様の取り組みを行い、塩酸の劣化を抑え、加工性、品質等を確認しながら、塩酸の交換時期を延ばしていき、排出量を減らす試みをする。本年度も、生産量状況にもよるが、目標値を270tとする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物は、1種類のみで、タンクは独立している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	強酸(有害)
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	強酸(有害)
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	強酸(有害)
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	強酸(有害)
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特に無し		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸	強酸(有害)
	全処理委託量	239.76 t	14.22 t
	優良認定処理業者への処理委託量	65.49 t	14.22 t
	再生利用業者への処理委託量	228.53 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 全て処理委託して塩化鉄化、中和処理化してる。		

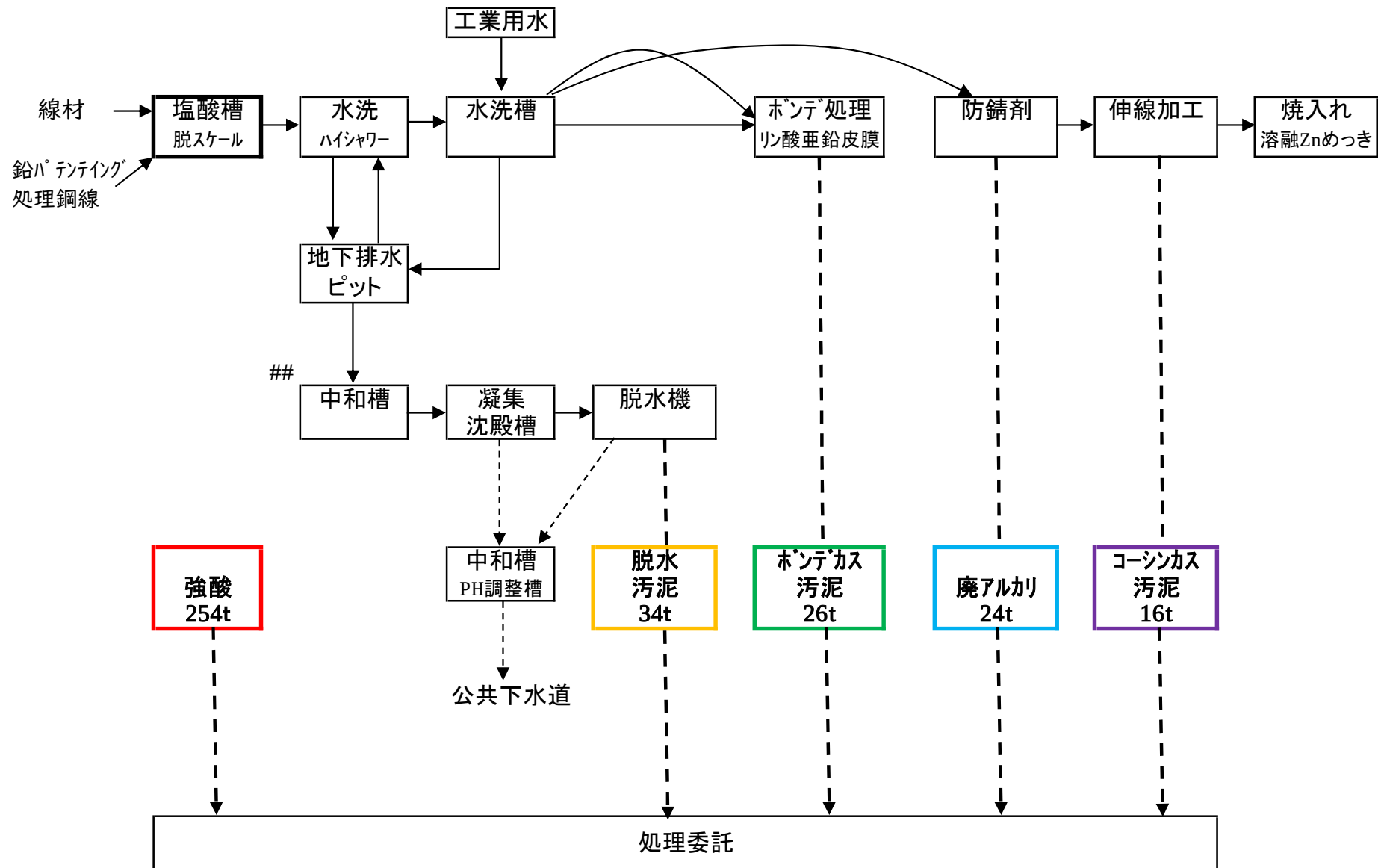
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	強酸	強酸(有害)
	全 処 理 委 託 量	250 t	20 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	100 t	20 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	250 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	254 t	
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

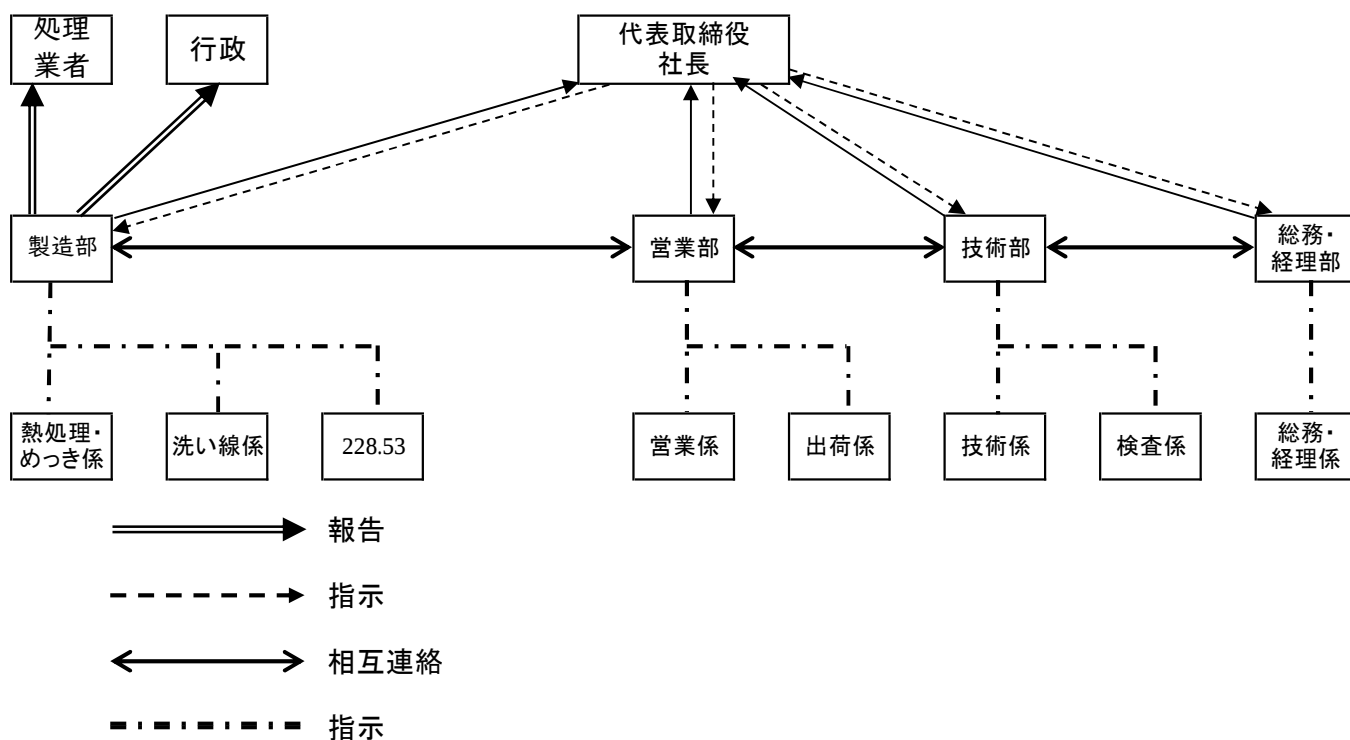
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物発生工程フロー



管理体制図及び各部署の役割



各部署	役割
1.代表取締役(社長)	1.経営に関する最高責任者。 2.経営方針および品質方針を決定する。 3.経営会議の議長となり、審議決定した事項の決裁および決議事項を実施させる。
2.製造部	1.ワイロブ、亜鉛めっき鋼より線、硬鋼線、ピアノ線、釣元用亜鉛めっき鋼線、亜鉛アルミめっき鋼線製品の製造。 2.必要資材の購買要求と検収。 3.製造設備の保全管理。 4.環境保全 5.製造規格、関係する設備規格および管理規格の制定、改廃原案の作成。
3.営業部	1.ワイロブ、亜鉛めっき鋼より線、硬鋼線、ピアノ線、釣元用亜鉛めっき鋼線、亜鉛アルミめっき鋼線製品の販売。 2.生産指示および出荷指示。 3.製品の在庫管理。 4.社外のクレーム処理。 5.新製品の開発提案。
4.技術部	1.製品の研究・開発及び改良。 2.製品の工程設計及び品質設計。 3.生産技術の改善。 4.購買品購入仕様書の作成。 5.製品品質に関するクレーム調査報告。 6.製品の試験と検査。 7.検査、測定、試験設備の保全。 8.検査成績書の発行。 9.線材、中間品、外注品の試験と検査。 10.標準類管理規定、計測・不良品処理規定、苦情処理規定、品質管理規定 計測・計量器具管理規定、材料規格、製品規格、検査規格、検査設備管理規程、 計測・計量器具規程、外注管理規程の制定、改廃原案の作成。
5.経理・総務部	1.金銭出納、会計業務、株式業務を行う。 2.財務諸表の作成および税務関係を行う。 3.賃金の計算、雇用、解雇に関する人事の事務、所轄監督官庁との交渉を行う。 4.従業員の福利厚生、衛生の管理を行う。